

【本邦研修・共同研究】

第1回日ウクライナ共同研究

国際協力部教官

廣田 桂

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、令和7年7月7日（月）から同月16日（水）までの日程（移動日を含む。）で、ウクライナから司法省関係者を招へいして、ウクライナに対する法制度整備支援としては初めてとなる第1回日ウクライナ共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。本共同研究の詳細な日程等は、別添（別添1は日程表、別添2は参加者名簿）を参照されたい。

なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見である。

第2 本共同研究の実施に至った背景

令和6年1月、当部に対し、ウクライナ司法省からメールで法制度整備支援の要請があった。そして、同年8月には、小泉法務大臣（当時）がウクライナの首都キーウを訪問し、我が国法務省とウクライナ司法省との間で、汚職対策、人材育成を含む法務・司法分野における組織能力に関する協力覚書（MOC）を締結した。当部は、この協力覚書を踏まえて、ウクライナを対象に法務・司法分野における二国間での新たな協力関係の構築に向けて法制度整備支援を開始すべく、同年12月に実施した法制度整備支援連絡会に、リウドミラ・スハク司法副大臣を招へいし、基調講演を実施したところ、基調講演の中で、汚職対策、家庭裁判所といった我が国の裁判制度など様々な司法分野に関する関心が示された。

当部は、これをきっかけにウクライナ司法省と具体的な協議を開始したところ、ウクライナから要請があったトピックの一つが子供の権利保護であり、ウクライナ司法省からは、日本の刑事司法における、少年の被害者、目撃者に対する事情聴取（いわゆる司法面接）、証人尋問の方法・留意点、最新の法改正の内容、課題等に関する知見の提供を求められた。

本共同研究は、これらの支援ニーズを踏まえ、ウクライナの法務・司法関係者を招へいし、日本側専門家による講義、意見交換、関係機関への訪問等を通じて、日本側の取組や日本側の知見を提供し、また、ウクライナの法務・司法関係者から同国の司法制度等に関する発表を行ってもらって同国の制度を共有してもらうと共に、今後の活動の方向性やトピックについて更に協議を行うことを目的として実施したものである。

第3 本共同研究の実施

1 本共同研究の結果概要

本共同研究では、以下のとおり、講義や関係機関訪問等のプログラムを実施した。

(1) 司法面接に関する講義・ロールプレイ

金沢大学の上宮愛講師から、「日本における司法面接」と題して講義を行っていただいた後、研究員に司法面接のロールプレイを行ってもらった。

「日本における司法面接」の講義では、少年等への聴取における問題や、司法面接開発の背景となった事例、司法面接の目的とその技法などについて講義をいただいた。

司法面接のロールプレイにおいては、ウクライナの研究員に、少年の目撃者役、検察官役、バックヤードのスタッフ役、にそれぞれなってもらい、日本で行われている司法面接を体験してもらった。

(2) 日本における少年被害者等の保護の制度と課題

「日本における少年被害者等の保護の制度と課題」と題して、宮地佐都季元最高検察庁検事から、講義をいただいた。

この講義では、まず児童を対象とする代表者聴取の取組の概要として、代表者聴取の意義や目的、実施方法や場所、日本における検察の代表者聴取技術取得に向けた取組等について説明いただき、その後、児童を対象とする代表者聴取の実施状況、代表者聴取の具体的流れや、代表者聴取の記録媒体（DVD）の公判における証拠採用について、性犯罪等の被害を受けた児童等が被害状況等を法廷で逐一詳細に証言することに伴う心理的・精神的負担を軽減するため、一定の要件の下、児童等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体を主尋問に代えて証拠とすることを認める旨の刑訴法321条の3の新設と留意点、関係する機関との連携等について説明いただいた。

(3) 東京家庭裁判所訪問

事前に当部山下教官、樋口教官から、それぞれ、日本における少年法概要や家庭裁判所の機能や役割、少年事件の審理及び処遇について講義を行った上で、東京家庭裁判所を訪問し、裁判官から少年審判における決定の種類や処分を決める際の考慮要素、調査官との連携について、家庭裁判所調査官から調査官の役割、調査事務の機能・方法等について、それぞれ講義をいただき、また、家庭裁判所の審判廷等の見学を行った。

(4) 少年矯正施設における更生に向けた取組

東京少年鑑別西岡潔子所長から、「少年矯正施設における更生に向けた取組～少年鑑別所・少年院から地域社会へ～」と題して講義をいただいた。

西岡所長からは、少年による刑法犯等の検挙人数や少年非行率の推移、少年鑑別所の役割と機能、少年鑑別所における処遇の内容、非行及び再犯防止に向けた活動、鑑別の種類及び流れ、少年院における矯正教育課程、教育内容等について講義

をいただいた。

(5) 中野児童相談所・一時保護所訪問

中野児童相談所・一時保護所を訪問し、中野区の子供・家庭の相談体制、中野児童相談所と一時保護所の概要、児童相談所に寄せられる相談内容や支援方法、児童相談所の課題、裁判所、検察庁、警察、弁護士等の司法機関との連携、司法面接に関する取組について講義をいただいた上、施設見学を行った。

(6) ウクライナ側の発表・意見交換

ウクライナからは以下の2つのトピックについての発表があった。

ア ウクライナにおける少年被害者等の保護の制度と課題

このプレゼンテーションでは、

- ・子供の権利保護に関する主要な条約を締結していること
- ・被疑者、被害者、目撃者を問わず、すべからく少年に対する聴取の時間は休憩なしで1時間を超えてはならず、1日で合計2時間を超えてはならないこと
- ・聴取は法定代理人、教育関係者又は心理士の立ち会いの下で行われ、必要に応じて医師が同席すること
- ・心理士の役割
- ・全ての子供が無償の法的支援を受けられること
- ・2020年からバーナフスモデルに基づく子供保護センターを導入しており、これまで14カ所にセンターが設置されて、そのうち11カ所はロシアによるウクライナ侵攻後に稼働したこと
- ・今後の取組や課題として、武力紛争下における児童の権利の保護と尊重の確保、児童に対する暴力の予防及び対処に関する体系的なアプローチの導入が必要であること、犯罪の被害者・証人となった児童の権利と利益の保障、インターネット上における児童の権利と自由の確保、デジタル環境における児童の搾取及び虐待の予防、心理士を刑事・裁判手続きにおける正式な関係者として位置づけ、その法的な立場や権利・義務を明確にすること

などについて発表があった。

イ ウクライナにおける少年被疑者の処遇等を含めた司法制度

このプレゼンテーションでは、

- ・少年被疑者の処遇等のための対策として、弁護制度、無料法律援助といった法的保護や、社会サービスと保証制度といった社会的保護、修復的司法のパイロットプロジェクトによる国際基準の導入、心理士の関与や専門職の標準化及び専門化による子供に寄り添った司法の取組、保護観察機関を通じた少年受刑者の社会復帰を行っていること
- ・子どもの司法アクセスの法的基盤として、児童保護法で子供に平等な無料法律援助を受ける権利を、無料法律援助法で全ての子どもに二次的な法律援助

(弁護、代理、法的書類の作成) を受ける権利を、それぞれ保障していることのほか、刑事訴訟法で少年に弁護人をつける義務があることを定めていること

- ・未成年の被疑者及び被告人には、全ての手続段階において被害者との和解の権利について必ず説明され、和解は、ウクライナの「メディエーション法」に基づくメディエーションの結果として、手続当事者間で和解合意書を締結されることで成立すること
- ・少年犯罪の統計や犯罪傾向
- ・刑事手続における少年保護の制度
- ・少年の更生保護のための社会的サービス
- ・少年犯罪者の社会復帰のための制度

などについての発表があった。

第4 総括

ウクライナとの共同研究は、前記のとおりウクライナ司法省から当部に対して一本の支援要請のメールがあったことから始まった。その後、ウクライナのキーウを訪問し、また、ウクライナ司法省副大臣を招へいするなどして支援の内容について協議し、ようやく本年7月に、我が国のウクライナへの二国間支援としては初めてとなる本共同研究の実施に至ったものである。ウクライナからは司法省の職員等8名が来日した。彼らはいずれも熱心に講義を聴講し、多くの質問をしていた。日本での滞在は約10日間であったが、日本の文化や食事にも触れてもらい、日本という国への理解を深めてもらった。当職らにおいて、ウクライナの研究員に対して、馬刺しや卵かけご飯といった日本食を勧めたことがあった。彼らは、最初は嫌がっていたものの、「一口だけ」と言って食べてもらったところ、口々に美味しいと言っていたのが印象的であった。

本共同研究において、研究員は、「素晴らしい内容であった、日本で学んだことをウクライナに持ち帰って活用したい。」旨話すなど、研究員からも概ね高い評価を得ることができた。協力いただいた講師の先生方や関係機関の方々のご尽力により、本共同研究の目的を達成して成功裡に終わることができたもので、本共同研究にご協力いただいた講師の先生方、ご多忙の折に訪問を快く受け入れていただいた関係各機関の方々に、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

ウクライナは現在もなおロシアからの侵攻の被害に遭っている。本共同研究の最中にロシアからの攻撃があり、研究員の中には家族と連絡を取り合って夜まともに寝られない状態で翌日の講義に臨んでいたものもいた。最後の別れの際、ウクライナ国歌を流して彼らを見送ったが、目に涙を浮かべ、「また会いましょう。」と言ってくれた。彼らやウクライナの方々が一日も早く平穏な生活を送ることができることを心より祈念して本稿を終えたい。S l a v a U k r a i n i ! (ウクライナに栄光を！)



【記念写真】



【司法面接ロールプレイの様子】



【講義の様子】

令和7年度ウクライナ共同研究 日程表

【令和7年7月7日（月）～7月16日（水）（移動日を含む。）】

（廣田教官、山下教官、神谷専門官）

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考	
7 ／ 7	月	【入国】オリエンテーション				成田泊
7 ／ 8	火	10:00	12:00	13:30	16:30	IJC泊
		講義 「日本における司法面接」		司法面接ロールプレイ	ICDオリエンテーション	
8		金沢大学 上宮愛先生	IJC	金沢大学 上宮愛先生	IJC	
7 ／ 9	水	10:00	12:00	13:30	16:30	IJC泊
		ウクライナ側発表 「ウクライナにおける少年被害者等の保護の制度と課題」		意見交換・協議		
9			IJC		IJC	
7 ／ 10	木	10:00	12:00	13:30	16:30	IJC泊
		講義 「少年法概要」		講義 「日本における少年被害者等の保護の制度と課題」		
10		ICD山下教官	赤れんが	宮地 元最高検査事	赤れんが	
7 ／ 11	金	9:30	11:30	13:30	16:30	IJC泊
		講義 「日本における少年事件の審理及び処遇、家庭裁判所の役割・機能」	所長主催 昼食会	ウクライナ側発表 「ウクライナにおける少年被疑者の処遇等を含めた司法制度」		
11		ICD樋口教官	赤れんが		赤れんが	
7 ／ 12	土	休務日				IJC泊
7 ／ 13	日	休務日				IJC泊
7 ／ 14	月	10:00	12:00	13:30	16:30	IJC泊
		東京家庭裁判所訪問・協議		中野児童相談所訪問・協議(DV、性犯罪の被害児童の保護等)		
14		東京家庭裁判所			中野区児童相談所	
7 ／ 15	火	10:00	12:00	13:30		IJC泊
		講義 「少年矯正施設における更生に向けた取組 ～少年鑑別所・少年院から地域社会へ～」		総括質疑	修了式	
15		東京少年鑑別所 西岡所長	IJC		IJC	
7 ／ 16	水	【出国】				

令和7年度ウクライナ共同研究

1	オレクサンドル・オリニク
	Mr. Oleksandr OLIINYK
	法務省司法・刑法局長
	Director of the Directorate of justice and criminal law of the Ministry of Justice
2	インナ・フェセンコ
	Ms. Inna FESENKO
	法務省司法・刑法局刑法本部長
	Deputy Director of the Directorate - Head of the Main department of criminal law of the Directorate of justice and criminal law of the Ministry of Justice
3	ウリアナ・ステファニウク
	Ms. Uliana STEFANIUK
	法務省司法・刑法局司法部長
	Deputy Director of the Directorate – Head of the Main department on justice of the Directorate of justice and criminal law of the Ministry of Justice
4	アナスタシア・ウラセヴィチ
	Ms. Anastasiia ULASEVYCH
	法務省司法・刑法局専門家グループ長
	Head of the Expert group on justice and criminal law of the Directorate of justice and criminal law of the Ministry of Justice
5	オレクサンドル・バラノフ
	Mr. Oleksandr BARANOV
	法律扶助調整センター所長
	Director of the Coordination Center for Legal Aid Provision
6	ナタリア・マルチュク
	Ms. Nataliia MARCHUK
	法律扶助調整センター副所長
	Deputy Director of the Coordination Center for Legal Aid Provision
7	イリーナ・ボンダレンコ
	Ms. Iryna BONDARENKO
	法律扶助調整センター代替紛争解決方法実施部部門長
	Head of the Department for the Implementation of Alternative Dispute Resolution Methods of the Coordination Center for Legal Aid Provision
8	オレナ・クラフトソヴァ
	Ms. Olena KRAVTSOVA
	法律扶助調整センター代替紛争解決方法実施部副部門長
	Deputy Head of the Department for the Implementation of Alternative Dispute Resolution Methods of the Coordination Center for Legal Aid Provision

【研修担当／Officials in charge】

教官／Professor 廣田 桂 (HIROTA Kei) 山下 拓郎 (YAMASHITA Takuro)

国際専門官／Administrative Staff 神谷 哲夫 (KAMIYA Tetsuo) 高橋 尚吾 (TAKAHASHI Shogo)